

# 土壌汚染対策法第 14 条第 1 項に基づく 指定の申請書作成の手引き

令和 7 年 4 月

横浜市みどり環境局水・土壌環境課

## 1 土壌汚染対策法について

土壌汚染対策法は平成 15 年 2 月 15 日に施行され、平成 22 年 4 月 1 日に改正された法が施行されました。その後、法改正され、平成 31 年 4 月 1 日に施行されました。この法律は、土壌汚染の状況を把握して、人の健康被害を防止するための対策を実施し、国民の健康を保護することを目的としています。

この法によって、有害物質を取り扱っていた工場を廃止する場合(第3条)や土壌汚染のおそれのある土地の形質の変更が行われる場合(第3条第7項、第4条)などの場合は、土地の所有者等(※)が土壌汚染状況調査を行うことが義務づけられています。

この調査で土壌に含まれている有害物質の量(含有量)や土壌から有害物質が溶け出す量(溶出量)が基準を超えていることがわかった場合には、その土地は「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」(以下、「要措置区域等」という。)として指定され、台帳が作成、公開されるとともに、土壌汚染の拡散防止など、適切な管理が求められることとなります。

また、法に基づかない自主的な調査の結果、土壌汚染が発見された場合には、土地の所有者等の申請(第14条)に基づき、当該土地を法に基づくものと同様に「要措置区域等」に指定することができます。

※ 「土地の所有者等」とは、有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の所有者、管理者又は占有者。土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものです。通常は土地の所有者が該当します。

所有者等に所有者以外の管理者又は占有者が該当するのは、土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて土地の掘削等を行うために必要な権限を有するものが、所有者ではなく管理者又は占有者である場合です。

## 2 指定の申請について

土地の所有者等は、その土地の土壌汚染状況調査の結果、汚染が認められるときは、汚染された土地として区域の指定を申請することができます。(法第 14 条第 1 項)

指定の申請は、法第3条第1項本文及び第8項、第4条第3項本文並びに第5条第1項の規定の適用を受けない土地の区域について行うことができます。これらの規定が適応される土地は、法により土壌汚染状況調査の実施が義務付けられているため、これらの規定が優先されます。なお、これらの規定による土壌汚染状況調査の義務が発生する前の土地(例:有害物質使用特定施設の使用が廃止されていない時点における当該有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地である土地)については、申請の対象となる場合もあります。詳しくは、横浜市へご相談ください。

## 3 指定の申請を行える者

申請者は、「土地の所有者等」です。

また、申請を行おうとする土地の所有者等以外の所有者等がいる場合には、その全員の合意が必要です。

## 4 申請に必要となる書類

□指定の申請書(様式第二十)

※様式は本市ウェブページからダウンロードできます。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/dojo/dojoosen/yoshiki/hou.html>)

・ 有害物質の使用履歴、対象物質、土壤汚染状況調査の結果、汚染状態を明らかにした図面等

□申請に係る土地の周辺の地図(必須)

・ 申請する土地の範囲を明確に示してください。

□申請に係る土地の場所を明らかにした図面(必須)

・ 公図の写し、又は地積測量図など

・ 指定される土地の地番を図面に明記してください。

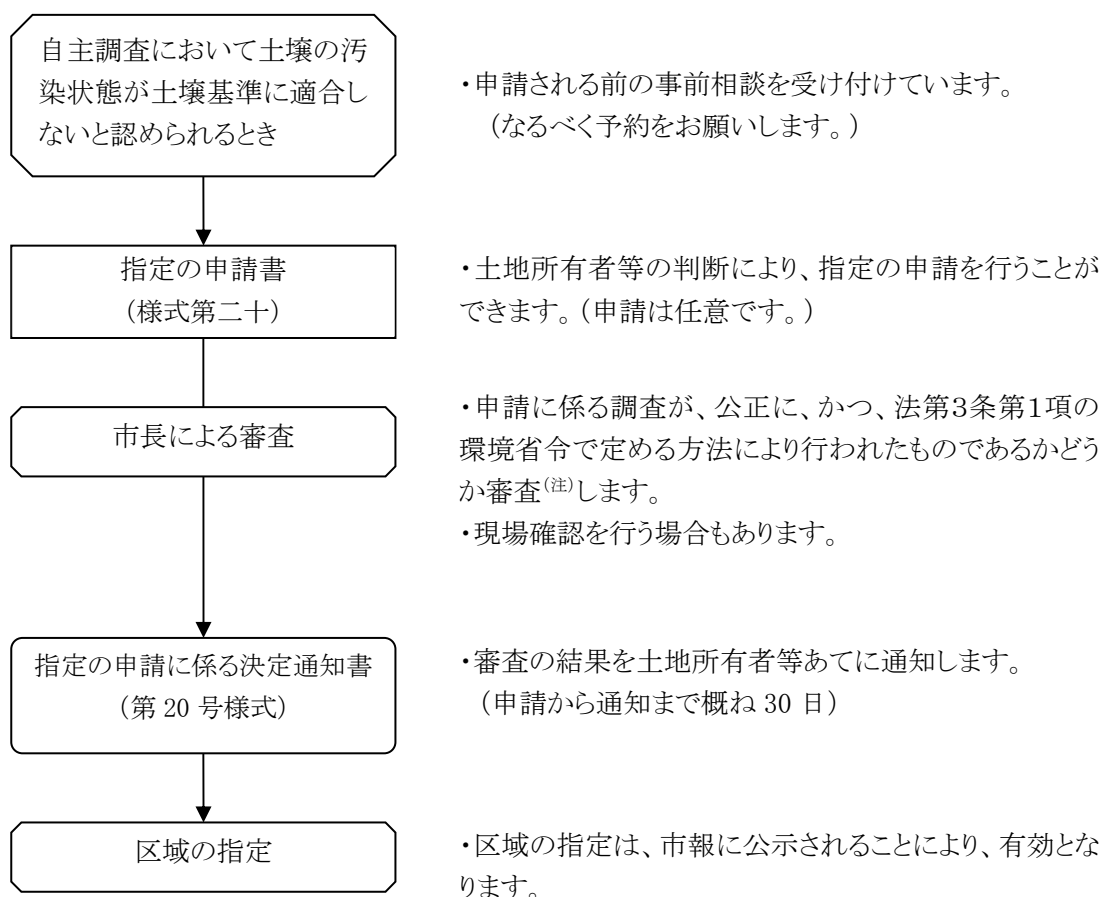
□申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類(必須)

・ 登記事項証明など(コピー可)

□申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあっては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類(必須)

・ 同意書又は委任状(コピー不可)

## 5 事務手続きの流れ



注: 法第4条調査と同等の地歴調査が必要です。任意の特定有害物質のみを申請し、地歴調査を行えば「汚染のおそれがある」と認められる他の特定有害物質について申請しないことは認められません。

## 6 通知書の交付方法について

「指定の申請に係る決定通知書」は書面以外に電子データ(電子署名付与)で交付することも可能です。

その場合は、①通知書の電子交付を希望する旨、②交付先メールアドレスを申請書に記載してください。(記載例参照)

※当該電子署名は地方公共団体組織認証基盤(LGPKI)の職責証明書を使用しています。署名の検証は地方公共団体情報システム機構の「公的個人認証サービス」またはスカイコム社の「SkyPDF 検証サービス」をご利用ください。

現時点において、当該職責証明書は Adobe 社の AATL (Adobe Approved Trust List) に登録されていないため、Adobe Acrobat では「少なくとも1つの署名に問題があります。」と表示されますが、署名は有効です。

なお、電子署名は有効期間が5年間となります。

# 別表 対象物質と基準

令和3年4月1日改正

| 特定有害物質(法第2条) |                                               | 指定基準(法第6条第1項第1号)                   |                       | 地下水基準<br>(施行規則 別表第一)<br><br>(単位:mg/L) |
|--------------|-----------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------|
|              |                                               | 土壌溶出量基準<br>(単位:mg/L)               | 土壌含有量基準<br>(単位:mg/kg) |                                       |
| 揮発性有機化合物・第1種 | クロロエチレン                                       | 0.002以下                            | —                     | 0.002以下                               |
|              | 四塩化炭素                                         | 0.002以下                            | —                     | 0.002以下                               |
|              | 1, 2-ジクロロエタン                                  | 0.004以下                            | —                     | 0.004以下                               |
|              | 1, 1-ジクロロエチレン                                 | 0.1以下                              | —                     | 0.1以下                                 |
|              | 1, 2-ジクロロエチレン                                 | 0.04以下                             | —                     | 0.04以下                                |
|              | 1, 3-ジクロロプロペン                                 | 0.002以下                            | —                     | 0.002以下                               |
|              | ジクロロメタン                                       | 0.02以下                             | —                     | 0.02以下                                |
|              | テトラクロロエチレン                                    | 0.01以下                             | —                     | 0.01以下                                |
|              | 1, 1, 1-トリクロロエタン                              | 1以下                                | —                     | 1以下                                   |
|              | 1, 1, 2-トリクロロエタン                              | 0.006以下                            | —                     | 0.006以下                               |
|              | トリクロロエチレン                                     | 0.01以下                             | —                     | 0.01以下                                |
|              | ベンゼン                                          | 0.01以下                             | —                     | 0.01以下                                |
| 重金属等・第2種     | カドミウム及びその化合物                                  | 0.003以下                            | 45以下                  | 0.003以下                               |
|              | 六価クロム化合物                                      | 0.05以下                             | 250以下                 | 0.05以下                                |
|              | シアン化合物                                        | 検出されないこと                           | 50以下<br>(遊離シアンとして)    | 検出されないこと                              |
|              | 水銀及びその化合物                                     | 0.0005以下、<br>かつアルキル水銀は<br>検出されないこと | 15以下                  | 0.0005以下、<br>かつアルキル水銀は<br>検出されないこと    |
|              | セレン及びその化合物                                    | 0.01以下                             | 150以下                 | 0.01以下                                |
|              | 鉛及びその化合物                                      | 0.01以下                             | 150以下                 | 0.01以下                                |
|              | 砒素及びその化合物                                     | 0.01以下                             | 150以下                 | 0.01以下                                |
|              | ふっ素及びその化合物                                    | 0.8以下                              | 4000以下                | 0.8以下                                 |
|              | ほう素及びその化合物                                    | 1以下                                | 4000以下                | 1以下                                   |
|              | シマジン                                          | 0.003以下                            | —                     | 0.003以下                               |
| 農薬等・第3種      | チウラム                                          | 0.006以下                            | —                     | 0.006以下                               |
|              | チオベンカルブ                                       | 0.02以下                             | —                     | 0.02以下                                |
|              | ポリ塩化ビフェニル<br>(PCB)                            | 検出されないこと                           | —                     | 検出されないこと                              |
|              | 有機りん化合物<br>(パラチオン、メチルパラチオン、<br>メチルジメトン、及びEPN) | 検出されないこと                           | —                     | 検出されないこと                              |

## 土壤汚染対策法（抜粋）

（指定の申請）

第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文及び第八項、第四条第三項本文並びに第五条第一項の規定の適用を受けない土地（第四条第二項の規定による土壤汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。）の土壤の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

- 2 前項の申請をする者は、環境省令で定めるところにより、同項の申請に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の調査（以下この条において「申請に係る調査」という。）の方法及び結果その他環境省令で定める事項を記載した申請書に、環境省令で定める書類を添付して、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、申請に係る調査が公正に、かつ、第三条第一項の環境省令で定める方法により行われたものであると認めるときは、当該申請に係る土地の区域について、第六条第一項又は第十一条第一項の規定による指定をすることができる。この場合において、当該申請に係る調査は、土壤汚染状況調査とみなす。
- 4 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

## 土壤汚染対策法施行規則（抜粋）

（指定の申請）

第五十四条 法第十四条第一項 の申請は、様式第二十による申請書を提出して行うものとする。

第五十五条 法第十四条第二項 の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 申請に係る土地の所在地
- 三 申請に係る調査における試料採取等対象物質
- 四 申請に係る調査において土壤その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第一百七条 の登録を受けた者の氏名又は名称
- 五 申請に係る調査を行った者の氏名又は名称

第五十六条 法第十四条第二項 の環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 申請に係る土地の周辺の地図
- 二 申請に係る土地の場所を明らかにした図面
- 三 申請に係る土地の土壤の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図
- 四 申請者が申請に係る土地の所有者等であることを証する書類
- 五 申請に係る土地に申請者以外の所有者等がいる場合にあつては、これらの所有者等全員の当該申請することについての合意を得たことを証する書類

第五十七条 法第十四条第四項 の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第二十一による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

## 《記載例》

様式第二十(第五十四条関係)

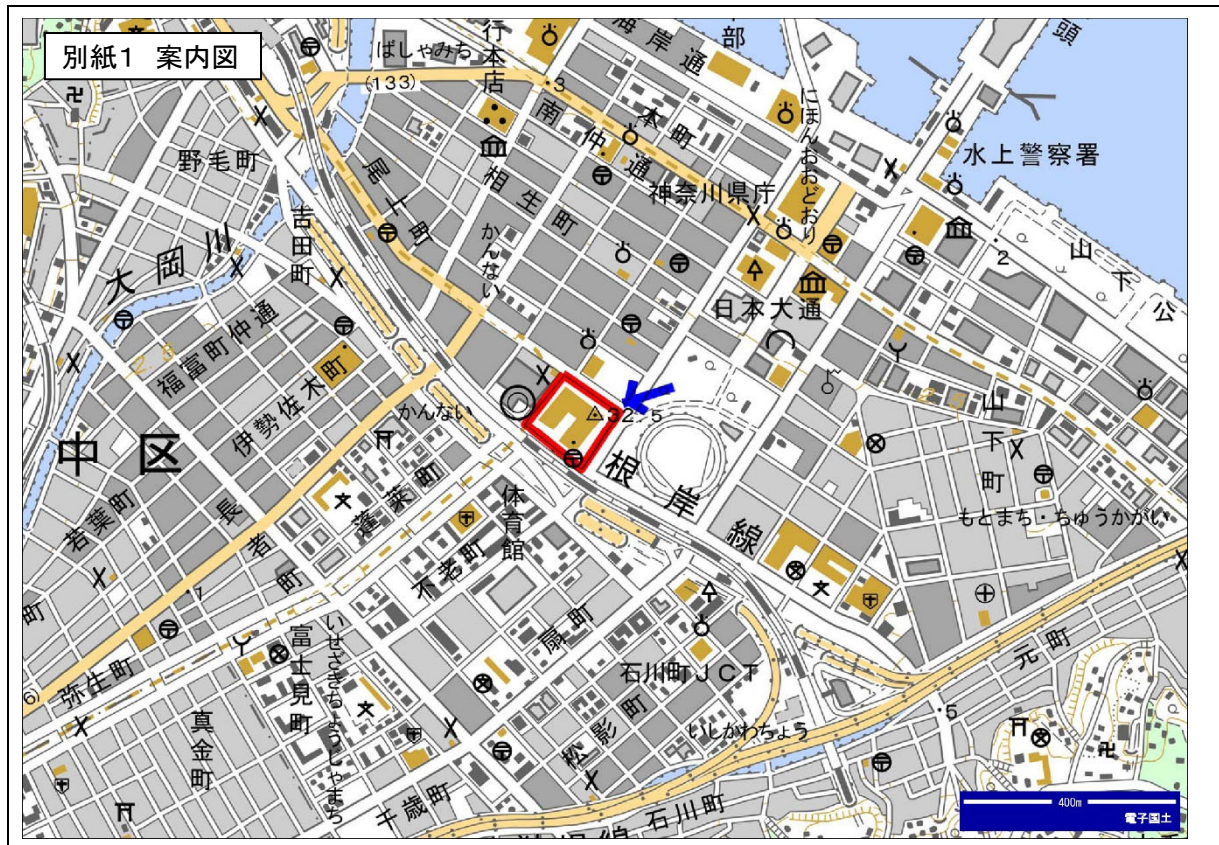
| 指定の申請書                                                 |                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和〇〇年〇〇月〇〇日                                            |                                                                                                    |
| 横浜市長 殿                                                 | 申請者 <b>〇〇市〇〇区〇丁目〇ー〇<br/>株式会社〇〇〇〇<br/>代表取締役 〇〇〇〇</b><br><small>氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名</small> |
| 土壌汚染対策法第14条第1項の規定により、第6条第1項の指定を受けたい土地があるので、次のとおり申請します。 |                                                                                                    |
| 指定を受けたい土地の所在地                                          | <b>横浜市〇〇区〇〇五丁目2524番1 外3筆 (地番)</b><br>(別紙〇のとおり)                                                     |
| 申請に係る調査における試料採取等対象物質                                   | <b>ベンゼン、鉛及びその化合物、〇〇</b><br>試料採取を行った物質                                                              |
| 申請に係る調査の方法                                             | <b>別紙〇のとおり</b><br>内容は、「別紙のとおり」として、基準不適合物質を明記してください。                                                |
| 申請に係る調査の結果                                             | <b>別紙〇のとおり<br/>基準不適合 鉛及びその化合物</b>                                                                  |
| 分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称                          | <b>〇〇分析株式会社<br/>(計量証明事業登録 濃度 神奈川県 第××号)</b>                                                        |
| 申請に係る調査を行った者の氏名又は名称                                    | <b>株式会社〇〇〇〇<br/>(指定調査機関 2011-×-××)</b><br>指定の申請の場合、指定調査機関でなくてもかまいませんが、指定調査機関の利用をお勧めします。            |

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

通知書の電子交付を希望される場合は

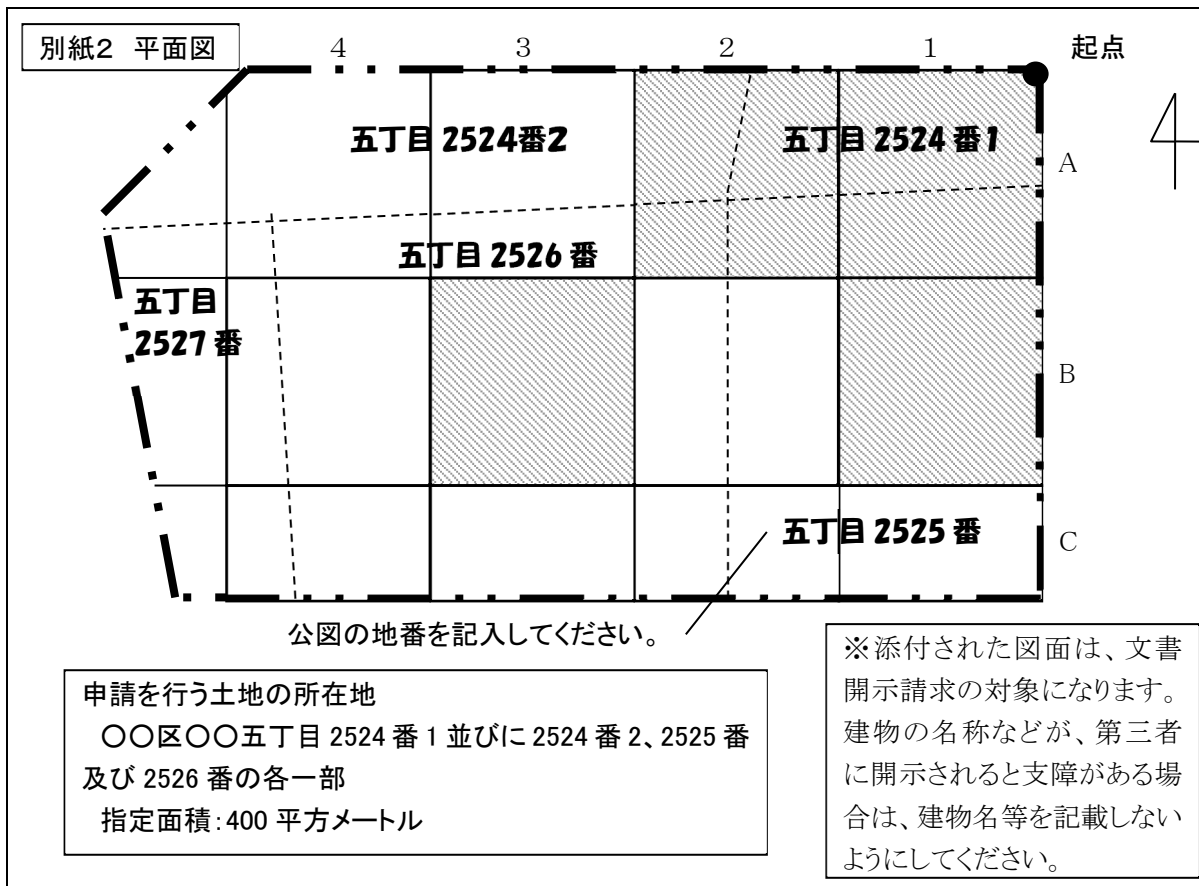
- ・通知書の電子交付を希望する旨
- ・交付先メールアドレス を欄外に記載してください。

《申請に係る土地の周辺の地図》



※ 市販の地図等を利用する場合は、著作権者の承認が必要な場合があります。

《申請に係る土地の場所を明らかにした図面》



《同意書の例》

同意書

私は、私が所有する次の土地について、下記の者が土壌汚染対策法第 14 条第 1 項の指定の申請を行うことについて、同意します。

|                       |                                         |
|-----------------------|-----------------------------------------|
| 指定の申請の対象となる土地の所在地(地番) | 横浜市〇〇区〇〇五丁目 2524 番 1、2524 番 2           |
| 指定の申請を行う者             | 〇〇市〇〇区〇町〇-〇-〇<br>株式会社〇〇〇〇<br>代表取締役 〇〇〇〇 |

令和〇〇年〇〇月〇〇日

土地所有者 横浜市〇〇区〇〇町1234番  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役社長 〇〇〇〇 印

様式第二十の申請者の名称と同じになります。

問い合わせ先

横浜市 みどり環境局 環境保全部 水・土壌環境課 土壌対策担当  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10(横浜市庁舎 27F)  
TEL:045-671-2494 FAX:045-671-2809  
E-mail: mk-dojo@city.yokohama.lg.jp  
※ 相談や届出の際に窓口でお待たせしないために電話での事前予約に御協力をお願いします。